IV 見本持出し関連業務の見直しについて

2014年9月30日

輸出入・港湾関連情報処理センター㈱



1. 見本持出関連業務の現状及び対応案について

<現状>

「GO5 貨物取扱等一覧データ」において、見本持出許可後に「見本持出取消(MHC)」業務が実施された場合と、「見本持出確認登録(MHO)」業務が実施されなかった場合の区別がつかない。

例:登録許可番号A:見本持出許可後に、MHC業務が実施されたもの 登録許可番号B:見本持出許可後に、MHO業務が実施されたもの

登録許可番号C:見本持出許可後に、MHC業務・MHO業務の何れも実施されていないもの

貨物取扱等一覧データ 貨物取扱等種別 登録許可日 登録許可番号 ••• 見本持出日 持出先 M $\times \times \times$ $\times \times \times$ $\times \times \times$ Α Μ В 20140901 $\times \times \times$ $\times \times \times$ $\times \times \times$ Μ C $\times \times \times$ $\times \times \times$ $\times \times \times$

AとCの区別がつかない

<次期>

見本持出許可後に「見本持出取消(MHC)」業務が実施された場合は、新規項目に見本持出許可取消日を出力する。



